

個人所属シェンプ・ヒルト式アーカスM型 J A 1 1 AM（動力滑空機）の
航空事故調査について
（経過報告）

令和4年9月29日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和3年10月12日、北海道上川郡美瑛町の美瑛滑空場の北西約500mにおいて個人所属シェンプ・ヒルト式アーカスM型 J A 1 1 AM（動力滑空機）が離陸直後に墜落した航空事故について、令和3年10月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進め、調査結果について原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

個人所属シェンプ・ヒルト式アーカスM型 J A 1 1 AM（動力滑空機）は、令和3年10月12日（火）、美瑛滑空場を離陸した直後に墜落した。

同機には、機長及び同機所有者の2名が搭乗しており、両名とも死亡した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年10月12日、航空事故として通報を受けて本事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機各部の損傷の調査等を実施した。また、エンジン関連機器内に残存している可能性のあるエンジンデータについて、エンジンの設計・製造者による当該機器からの抽出作業を実施中である。

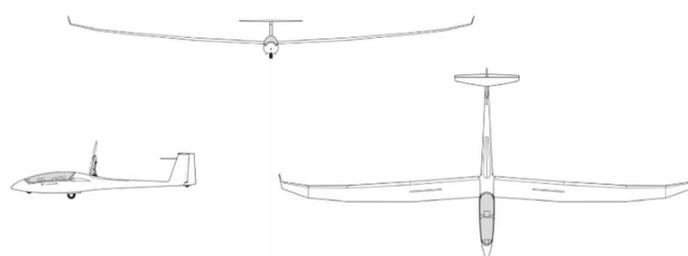
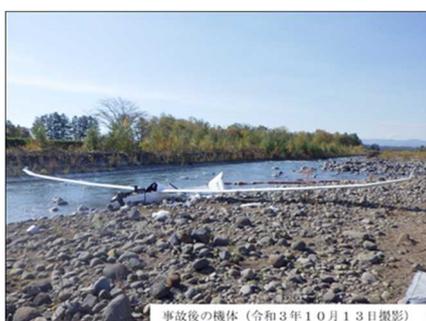
本調査には、事故機の設計・製造国であるドイツ連邦共和国の代表が参加している。

3. 判明している主な事実情報

（1）飛行の経過

同機は、機体新規購入後における機長の慣熟のため、機長が前方操縦席に、同機所有

者が後方操縦席に着座して、北海道上川郡美瑛町の美瑛滑空場から離陸した。同機は、離陸直後の左旋回中に、エンジン音が消失した後、きりもみ状態で急降下し、同滑空場の北西約500mにある美瑛川に墜落した。



(2) 死傷者

機長及び同乗者死亡

(3) 航空機の損壊

大破：胴体下部の損傷、左主翼下面の損傷、胴体尾部の折損、右主翼ウイングレット折損、プロペラ取付部の損傷、操縦席（前席及び後席）の損傷等

(4) 気象

美瑛滑空場関係者の口述、当日撮影された映像記録及び気象観測データによると、本事故発生現場付近の天気は晴れ、風は西から約1m/s、視程は良好であった。

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、事故機がきりもみ状態に陥った経緯及び同機のエンジン作動状況など、更なる事実確認や分析のほか、調査参加国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。